

鉱毒予防工事命令

第一回予防工事命令（明治29年9月）

1. 安全ノ地ニ於テ選鉱所排水中ニ含有セル粉鉱及泥砂ノ除却ヲ一層有効ナラシムル方法ヲ設クルコト
2. 選鉱所廃水坑水中ニ含有セル可溶性銅鉄塩類及游離酸類ヲ除却スル為メ新ニ適切ナル方法ヲ設クルコト
3. 鏝、捨石及先砂ハ平水並ニ洪水ノ時流出ノ憂ナキ安全ノ地ニ堆積スルベキコト

第二回予防工事命令（明治30年5月）

- 一、本口坑、有木坑、小滝、通洞の外、鷹の巣、渋川、上流の諸坑等より一切捨石を出すことを禁ず
- 一、現今使用の石灰自動給装器は不完全なるを以て更に改善を加ふべし
- 一、簀子橋工場の内堆積せる沈殿物および捨石は通洞近傍の平地に移置し完全なる方法を以て堆積すべし
- 一、小滝に於ける旧来の鏝にして目下取揚中のもの及、日々産出のものは之を宇都宮に運び安全地に堆積すべし、通洞の捨石は字砂形に安全の方法を以て堆積すべし

第三回予防工事命令（明治30年5月27日）

鉱業条例第五十九条に依り左の事項を命令す
明治三十年五月二十七日

栃木県上都賀郡足尾銅山 鉱業主 古河市兵衛
東京鉱山監督署長 南 挺三

- 第一項 本山有木坑及小滝坑坑水は一切之を流出せしめず総て選鉱用に供し生石灰乳の攪拌法を行い砂聚器を通過せしめたる後順次之を沈澱池及濾過池に導くべし若し坑水の分量不時に増加したるときは生石灰乳攪拌法を行い別に掛桶を設けて直に沈澱池に導くべし
- 第二項 通洞坑水は総て生石灰乳の攪拌法を行ひたる後之を字中才に新設する沈澱池に導くべし
- 第三項 選鉱所製錬所等鉱物を取扱ふ場所には雨水等の流入を防止すべき工事を施すべし
- 第四項 本山選鉱所より沈澱池に至る掛桶は堅牢に改造すべし
- 第五項 本山沈澱池及濾過池は総面積一千二百坪以上小滝沈澱池は同千坪以上に拡大し且上層の沈澱池には降雨を防ぐ為の屋根を設くべし
- 第六項 字中才に於て総面積千八百坪以上の沈澱池及濾過池を新設し通洞に於ける現今の坑水沈澱池は其竣功を俟ちて之を廃止すべし
- 第七項 通洞選鉱所の沈澱池より流水する廃水は前項新設の沈澱池に導き再び之を沈澱せしむべし
- 第八項 本山小滝通洞に於ける従来選鉱滓堆積場は其周囲に溝渠を設け之を滲透する雨水は生石灰乳の攪拌法を行ひたる後之を各沈澱池に導くべし
- 第九項 沈澱池及濾過池内部の周囲は石垣又は煉瓦造となしセメントを以て之を填塗し其下底はコンクリート詰又は板張となすべし
- 第十項 各沈澱池濾過池は更に区画を設け各区交替に之を使用し泥渣は一定の時間毎に濃液し煉瓦製造又は製煉等に使用するの外総て沈澱池より之を通洞の近傍指定の場所に運搬堆積し決して他に之を放置すべからず
- 第十一项 先砂は泥渣と共に之を前項の堆積場に堆積すべし
- 第十二項 各所に散在堆積する従来泥渣及先砂は悉く之を前項の堆積場に運搬堆積すべし
- 第十三項 泥渣の堆積場の面積は三千坪以上とし其周囲には高さ平均九尺幅上部二尺下部五尺以上の石垣又は煉瓦壁を築造すべし
- 第十四項 泥渣堆積場の猪溜水は之を通洞選鉱場の沈澱場に導くべし
- 第十五項 鏝、捨石、泥渣及先砂は総て指定の場所以外に放置し又は鉱毒発散の恐れある場合に於ては道敷埋立等の工事に使用すべからず
- 第十六項 鏝捨石は自今総て本山に於ては京子内及高原木、小滝に於ては宇都野、通洞に於ては砂形の指定地に堆積すべし、間藤文象沢枹畑等従来捨石は自今鏝及捨石を棄つべからず
- 第十七項 京子内の指定地に於ては其上部に堅牢なる堰を設け且溪間より流出する水を排泄する為めに隧道を開鑿すべし
同指定地の下部に於て堆石の崩壊を扞止する設備をなすべし
同指定地に沿い溝渠を設け雨水を導きて前項設備の下部に排泄すべし
- 第十八項 高原木、宇津野及砂形の指定地に於ては道路又は山に沿いて溝渠を設け雨水の侵入を防止し且つ堆石の扞止するの設備をなすべし
- 第十九項 宇都野の指定地は今後六ヶ月以上使用するを禁ず、但し今後六十日以内に之に代るべき適當の場所を選び認可を受くべし
- 第二十項 間藤に於ける従来鏝及捨石は溝渠を設け山間より流出する雨水の侵入を防止すべし
- 第二十一項 文象沢に於ける従来捨石は之を扞止するの設備をなし且つ溪間より流出する雨水は別に山に沿うて溝渠を設けて之を排出すべし
- 第二十二項 枹畑に於ける鏝は悉く宇都野に運搬し了りたる後地盤の崩陥を防禦する設備を為すべし
- 第二十三項 左記の場所は実地の形状に依り嚴重に土砂及岩石の崩墜を防止すべし
 - 一、鷹の巣及本口坑谷筋より製錬所近傍の鉄橋に至るの間
 - 一、高原木より下間藤に至るの間
 - 一、小滝銀山平より切幹に至るの間